

第17回 玉村町農業委員会 議事録 (部会)

事務局長 : ただ今から、第17回玉村町農業委員会の農振部会を開会いたします。
それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長 : みなさん、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。
麦も終わりひと段落です。

事務局長 : ありがとうございました。それでは、農振部会長に進行をお願いいたします。

部会長 : それでは皆様、慎重なご審議をお願いいたします。
早速ですが議題に入りたいと思います。
議案各号について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については本会議で審議しますので部会では扱いません。

事務局 : 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

<番号1について説明>

<番号2について説明>

<番号3について説明>

<番号4について説明>

部会長 : 現地確認に行く前に何か質問はありますか。
それでは、現地確認をお願いいたします。

<現地確認に出発>

(現地確認後)

部会長 : 現地確認お疲れさまでした。

それでは、議案第2号 番号1についてご意見をお願いいたします。

(意見無し)

この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないため、
部会としては、許可相当といたします。

次に、番号2についてご意見をお願いいたします。

(意見無し)

この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないため、部会としては、許可相当といたします。

次に、番号3についてご意見をお願いいたします。

(意見無し)

この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないため、部会としては、許可相当といたします。

次に、番号4についてご意見をお願いいたします。

(意見無し)

この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないため、部会としては、許可相当といたします。

部会長 : ご審議ありがとうございました。それでは、以上のことを委員会で報告させていただきます。これで部会を終了いたします。

玉村町農業委員会 議事録 （本会議）

事務局：ただ今から、第 17 回玉村町農業委員会を開会いたします。
それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長：JA の米単価も出た。コシヒカリは一等で 20,000 円だが、市場はもっと高くなっていると聞いており、JA への搬入が少なくなっている。米の価格が見直されたことはよいことだが、新規需要米の交付金との価格差が非常に大きくなっており、今後どうなっていくのか。

事務局：ありがとうございました。それでは、会長が議長になりまして、議事の進行をお願いいたします。

議 長：本日の出席委員は 11 名ですので、総会は設立しております。
玉村町農業委員会会議規則第 14 条第 1 項の規定による議事録署名人ですが、
今回は 8 番 町田 委員 9 番 八木 委員 を指名します。

なお、本日の会議書記には、事務局の関口主査を指名します。

議 長：それでは、議事に入ります。
議案第 1 号について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について説明いたします。

＜番号 1 について説明＞

議 長：それでは、番号 1 について審議を行います。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

5 番委員：写真に写っている農機具はシートがかかっているが、中を確認したい。

事務局：追加で写真を撮影しておく。

議 長：よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号 1 について、原案
のとおり許可とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号 1 は原案のとおり許可と決定いたします。

以上で議案第 1 号を終わりにします。

議 長：次に、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

＜番号1について説明＞

議長：それでは、番号1について審議を行います。
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、報告を部会長からお願いします。

部会長：この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、部会としては許可相当と判断いたしました。

議長：これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手無し）

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号1について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号1は原案のとおり許可相当と決定いたします。

事務局：次に、番号2 令和6年10月21日受付

＜番号2について説明＞

議長：それでは、番号2について審議を行います。
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、報告を部会長からお願いします。

部会長：この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、部会としては許可相当と判断いたしました。

議長：これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

5番委員：土地利用計画図の申請地の南側の部分はどうなっているか。

事務局：宅地となっており、申請地と一体で利用する計画となっている。

議 長 : よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号2について、原案のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号2は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

事務局 : 次に、番号3 令和6年10月21日受付

＜番号3について説明＞

議 長 : それでは、番号3について審議を行います。
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、報告を部会長からお願いします。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、部会としては**許可相当**と判断いたしました。

議 長 : これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号3について、原案のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号3は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

事務局 : 次に、番号4 令和6年10月18日受付

＜番号4について説明＞

議 長 : それでは、番号4について審議を行います。
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、報告を部会長からお願いします。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、部会としては**許可相当**と判断いたしました。

議 長 ：これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手無し）

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号4について、原案のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号4は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

以上で議案第2号を終了いたします。

議 長 ：次に、議案第3号 農用地利用集積計画（売買等支援事業）について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 ：議案第3号 農用地利用集積計画（売買等支援事業）について説明いたします。

＜議案第3号について説明＞

議 長 ：それでは、議案第3号について審議を行います。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手無し）

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。議案第3号について、**承認**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、議案第3号は原案のとおり**承認**と決定いたします。

議 長 ：次に、議案第4号「玉村町農業施策に関する意見書（案）」について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 ：議案第4号「玉村町農業施策に関する意見書（案）」について説明いたします。

＜意見書について説明＞

議長 ：それでは議案第4号について質疑及び審議に入ります。
発言のある方は挙手願います。

5 番委員：毎年同じようなものを提出するのではなく、農家の意見を集約し反映させたものにして作るべきではないか。提出の時期や意見を吸い上げるような仕組みを再考してはどうか。また、昨年提出した意見書について回答は一応もらっているが、1 年経ってどのように改善なり対応なりがされたのかフィードバックが欲しい。

事務局：8 月の意見交換会前に意見書の素案を作るなど、会議で協議する時期や取りまとめのタイミングを再検討することも考えたい。今年の意見書もいつ出すかは決めていないのでこれから内容を検討・変更することも可能である。そもそも農業委員の役割として農家の意見を聞き、代表として集まってもらっているので、今回のみならず意見をこの場を出し意見書等に反映させてほしい。

7 番委員：今回はこのまま提出し、来年度はやり方を再検討すればよいのでは。

議 長：よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。
議案第 4 号について承認とすることに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員賛成ということで、議案第 4 号「玉村町農業施策に関する意見書」を承認とし、本意見書を玉村町農業委員会から町への意見として 11 月 19 日（火）の 15 時に玉村町長に提出いたします。副会長の 2 名は同席をお願いいたします。

議 長：続いて、報告事項に入ります。
報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局：報告事項第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理状況について報告いたします。別紙のとおり相続で 8 件受理しております。

報告事項 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 項の規定による市街化区域の届出書の受理状況について報告いたします。別紙のとおり 3 件受理しております。

報告事項 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約の通知書の交付状況について報告いたします。今月は別紙のとおり 2 件受理しております。

以上で報告事項を終わります。

議 長：それでは、報告事項について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手願います。

（挙手なし）

無いようですので、報告事項については、終了とします。

議 長 : 続いて、次第6 その他 に入ります。事務局より説明をお願いします。

事務局 : ○じゃがいもとたまねぎの収穫・管理について
定植日は11月21日(木)、予備日は11月26日(火)。

○忘年会について
12月10日(火)17:30から忘年会を開催予定。12月会議通知で案内。

○11月8日(金)【会議翌日】の五料飯倉検討委員会主催のさつまいも6次
産業施設の見学研修会について
8時30分役場出発

議 長 : その他なにかございますか。

5番委員: 前回説明のあった食育キャンペーンの終了期日は結局変更になったのか。

事務局 : 担当部署に確認しておく。

議 長 : 以上で、本日の議題は全て終了いたしました。
進行を事務局にお返しいたします。

事務局長: これにて今月の農業委員会を閉会といたします。お疲れ様でした。